

議案第44号

大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

大口町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年6月3日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方公務員法が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大口町職員の育児休業等に関する条例（平成4年大口町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第18条の表中「並びに第25条第1項」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
<p>(短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第18条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第18条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
略	略	略	略	略	略
第16条第3項及び第4項ただし書	再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員	第16条第3項及び第4項ただし書並びに第25条第1項	再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員
略	略	略	略	略	略